

平成29年7月4日

保護者様

京都市立梅津中学校
校長 長谷川 正己

台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ 保存版

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本校教育の推進のため何かとご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後の「台風や地震に対する非常措置」についてお知らせします。

本校においては、台風等により京都南部又は京都・亀岡に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。なお、このプリントは各ご家庭で保管して下さい。

1. 登校前に暴風警報が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合・・・平常授業(8:25登校、給食あり)
 - ・午前9時までに解除になった場合・・・3校時(10:40)から始業(10:25登校、給食あり)
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時(13:10)から始業(12:55登校、給食なし)
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業(給食なし)

2. 在校中に暴風警報が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 特別警報が発令された場合

- (1) 午前0時までに解除になった場合は5校時から始業
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は「当日」臨時休業
- (3) 在校中に発令した場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

4. 震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、午前0時以降に発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (3) 在校中に発生した場合は、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願ひいたします。